

大分県人権尊重施策基本方針〔改定版〕の概要（主な改正点）

この基本方針は、「大分県人権尊重社会づくり推進条例（H21. 4）」に基づき、条例の目的である人権が尊重される社会づくりを進めるため、策定しています。この方針には、人権教育・人権啓発など人権意識の高揚を図るための施策、相談・苦情解決など人権侵害の救済に関する施策及び部落差別問題、女性・子どもなど社会的弱者が抱える人権上の課題に対する施策について県が取るべき事項を定めています。

今回、人権をとりまく国内・県内の状況の変化や県民意識調査の結果を踏まえて改定するものです。前回改定（平成27年）以降、新たに制定された法律や条例、策定（改定）された県の各種計画等の内容を盛り込むとともに、「性的少数者の人権問題」を新たに重要課題の一つとして位置づけることとしています。

審…審議会意見を反映した箇所

パ…パブリックコメント（県民意見）を反映した箇所

◆基本方針の構成・主な改正点◆



主な改正点

- ・国連の取組「人権教育のための世界計画」に第1～第3フェーズ以降の第4フェーズ（2020～2024）を追記
※第4フェーズは、若者を重点対象としたこと、持続可能な開発目標（SDGs）の目標4.7と連携させること、第1～第3フェーズの取組を強化することとした行動計画が示されたことを記載〔P5〕
- ・部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法をはじめ、児童虐待やパワーハラスメントの防止対策が法制化され、人権尊重社会の実現に向けた取組が進んでいることを記載〔P6～7〕
- ・部落差別解消推進法の施行に伴い「同和問題」を「部落差別問題」へ

30年度県民意識調査結果〔P10～19〕

- ◆人権に関心がある
前回46.0%→今回47.0%
- ◆人権に関する研修会・学習会への参加が1回もない
前回45.9%→今回46.9%
- ◆人権の大切さを知ってもらう方法
「高齢者・障がい者・外国人等との交流会」、「自由な意見交換ができる会合」、「高齢者や障がい者の疑似体験」がやや増加

これらの結果を踏まえ、新たな手法を取り入れながら、あらゆる場における教育・啓発を一層推進していきます。

- 留意事項に④として、部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、あらゆる差別事象に応じた教育・啓発に取り組むことを追加〔P20〕
- ・学校や保育施設における教育・啓発の推進に関して、それぞれの段階ごとに整理して記載〔P21～23〕 **審**
- ・法に基づいた相談体制の充実に努めることを記載〔P30〕

主な改正点

- 部落差別問題〔P33～41〕
 - ・30年度県民意識調査結果、部落差別解消推進法の趣旨の周知や啓発を推進していくことを記載
 - ・部落差別のない社会の実現を目的として明記
 - ・部落差別の解消を核とした人権教育・社会教育活動の推進について記載
- 女性の人権問題〔P42～47〕
 - ・第4次おおいた男女共同参画プランに基づき、性別役割分担意識の解消に向け、男性・若年層・高齢層への広報・啓発を充実することを記載
 - ・性暴力被害者総合支援窓口「おおいた性暴力救援センター・すみれ」を設置し、性暴力、性犯罪被害者支援を推進することを記載
- 子どもの人権問題〔P48～53〕
 - ・「教育県大分」創造プラン2016が策定されたことから、プランを踏まえた推進方針に修正
 - ・大分県子どもの貧困対策推進計画に基づく取り組みを記載
- 高齢者の人権問題〔P54～57〕
 - ・おおいた高齢者いきいきプラン（第7次）に基づき、推進方針を修正
 - ・認知症への対応力向上のための研修対象を明確にするため、歯科医師や薬剤師を追加するとともに、研修後に果たすべき役割について明記
 - ・高齢者の虐待防止や権利擁護について、県民へ普及啓発等に取り組むことを記載**審**
- 障がい者の人権問題〔P58～63〕
 - ・障害者差別解消法、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例を施行し、課題解消に向けた取組の充実を図ることを記載
 - ・大分県障がい者計画が策定されたことから、基本方針や推進方針を修正
 - ・障がい者のニーズに応じた職業訓練を通じ、就職と職場定着に向けた支援を行うこと記載**審**
- 外国人の人権問題〔P64～67〕
 - ・帰国、外国人児童生徒への指導を充実させることを記載
 - ・外国人労働者の適正な雇用管理に向けた周知・啓発を推進することを記載
- 医療をめぐる人権問題〔P68～69〕
 - ・学校において、ハンセン病等の人権問題学習を推進することを記載
 - ・強制不妊の救済法の施行、県の相談窓口の設置について記載**審**
- 性的少数者の人権問題〔P70～71〕
 - ・今回、新たに重要課題の一つとして位置づけ、国内の情勢、県内の取組、現状と課題、基本方針、個別分野の推進方針について整理して記載
 - ・学校において、文部科学省通知に基づき、きめの細かい対応を行うことを記載
 - ・パートナーシップ制度の調査・研究を行うことを記載**パ**
- 様々な人権問題〔P72～76〕
 - ・犯罪被害者やその家族の人権問題〔P72～73〕
大分県犯罪被害者等支援推進指針を策定したことを記載し、指針に基づき推進方針を修正
 - ・犯罪被害者等支援ノート「絆」の作成・配布について記載
 - ・ネット社会の人権問題〔P75〕
インターネット掲示板の監視を行うことを記載**審**

